

令和 6 年 11 月 28 日  
運輸安全委員会

## 旅客船の着岸時の衝撃による旅客負傷事故に関する情報提供

運輸安全委員会は、令和 6 年 5 月 2 日に広島県呉市御手洗港<sup>みたらい</sup>で発生した旅客船兼自動車渡船みかど<sup>みかど</sup>における旅客負傷事故に関して、これまでの調査の過程で明らかになった事実情報及び過去の同種事故の発生状況について、11 月 28 日、国土交通省海事局及び一般社団法人日本旅客船協会へ情報提供を行いました。

### 1. 船舶事故の概要

発生年月日 令和 6 年 5 月 2 日 12 時 10 分ごろ

発生場所 広島県呉市御手洗港 久比第 2 棧橋<sup>くび</sup>

事故の経緯 旅客船兼自動車渡船みかど<sup>みかど</sup>は、船長ほか 1 人が乗り組み、旅客 5 人を乗せ、広島県呉市三角島三角港<sup>みかど</sup>を出港し、久比第 2 棧橋に着岸した際、棧橋に接触した衝撃で旅客 3 人が転倒する等して負傷した。

### 2. 情報提供の内容

情報提供の内容は、別添のとおり。

なお、本事故の原因等については、今後詳細な調査を行う予定である。

#### 【問い合わせ先】

運輸安全委員会事務局 広報室 松澤、福井

電話 03-5367-5025 (内線 131、132)

03-5367-5027 (直通)

## 旅客船の着岸時の衝撃による旅客負傷事故に関する情報提供について

### 1. 事故の概要

- (1) 発生日月日 令和6年5月2日12時10分ごろ
- (2) 発生場所 広島県呉市御手洗港 久比第2棧橋
- (3) 事故の経緯

旅客船兼自動車渡船みかどは、船長ほか1人が乗り組み、旅客5人を乗せ、呉市三角島三角港を出港し、久比第2棧橋に着岸した際、棧橋に接触した衝撃で旅客3人が転倒する等して負傷した。

### 2. 事実情報

現在までの調査で明らかになった事実は、以下のとおり。

- (1) 本船の要目  
総トン数 19トン  
最大搭載人員 32人（旅客30人、船員2人）  
航路 御手洗港（三角港）～久比第2棧橋
- (2) 負傷者 旅客3人（軽傷）
- (3) 着岸時の注意喚起の状況

船長は、着岸前に、着岸時の衝撃で転倒等するおそれがあること、衝撃に備えること等を旅客に注意喚起していなかった。

### 3. 過去の同種事故の発生状況

着岸時等の衝撃で旅客が負傷した事故（以下「着岸時旅客負傷事故」という。）で、令和6年10月末までに当委員会が報告書を公表したものは、27件で、72人の旅客が負傷している。

最近の着岸時旅客負傷事故は、令和5年9月から令和6年5月までに本事故を含めて3件発生し、5人の旅客が負傷している。

これら3件の着岸時旅客負傷事故では、船長が、着岸前に、着岸時の衝撃で転

倒等するおそれがあること、衝撃に備えること等を旅客に注意喚起していなかった。

これら3件のうち、令和6年11月に公表された2件（別表参照）の報告書では、同種事故の再発防止及び被害の軽減に役立つとして次の再発防止策を提示している。

- ① 旅客船の運航者は、乗組員に対して、着棧等の前に、着棧等の衝撃で転倒等するおそれがあること、衝撃に備えること等を旅客に注意喚起するよう指導すること。
- ② 乗組員は、着棧等の前に、着棧等の衝撃で転倒等するおそれがあること、衝撃に備えること等を旅客に注意喚起すること。

別表 令和5年9月から令和6年5月までに発生した着岸時旅客負傷事故（報告書公表済）の原因等

船名/総トン数/ 発生場所/ 発生年月日	負傷者数	原因等	着岸等時の注意喚起の状況
新なぎさ2 88トン 香川県多度津町 佐柳港棧橋 令和5年9月2日	旅客1人 (軽傷)	本事故は、新なぎさ2が、着岸操船中、船長が主機遠隔操縦ハンドルを後進の位置としたが、後進とならなかったため、前進行きあしを止めることができず、本件棧橋に衝突したものと考えられる。	船長が後進とすることができなかつた際、着岸時の衝撃で転倒等するおそれがあること、衝撃に備えること等を旅客に注意喚起していなかつたことは、立っていた旅客が衝撃で倒れて負傷したことに関与したものと考えられる。
平成いろは丸 19トン 広島県福山港 仙酔島棧橋 令和6年4月7日	旅客1人 (軽傷)	本事故は、平成いろは丸が、着岸操船中、船長が、後進出力を調整しながら本件棧橋に接近したものの、前進行きあしを完全に止めることができないまま本件棧橋に着岸したため、着岸時の衝撃で旅客Aの頭部が支柱に当たつたことにより発生したものと考えられる。	船長は、着岸前に、着岸時の衝撃で転倒等するおそれがあること、衝撃に備えること等を旅客に注意喚起を行つていなかつたことから、旅客Aが衝撃に備えることができず、支柱に当たつて負傷したものと考えられる。  運航会社等は、船長に対して、着岸前に、着岸時の衝撃で転倒等するおそれがあること、衝撃に備えること等を旅客に注意喚起するよう指導していなかつたことから、船長が旅客に注意喚起を行つていなかつたものと考えられる。